

2020年4月

広島ガス中央株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に係るガス料金の特別措置について

広島ガス中央は、昨今の全国的な新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、3月19日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払い猶予等に係る要請について」が発令されたことを受け、LPガスをご使用いただいておりますお客様に対して、以下の通りガス料金の特別措置を実施しております。

なお、本特別措置の適応対象に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響によりガス料金の支払いにお困りにはご相談ください。

1. 特別措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の特別貸付けを受けたお客様で、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客様の2020年3月（支払期限が4月28日以降となるものに限ります）3月及び4月検針分の各ガス料金の期限日をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

3. 適用開始日

2020年4月28日(火)

4. お客様のお問い合わせ先

広島ガス中央株式会社

東広島支店 電話082-420-6660

竹原支店 電話0846-22-0989

受付時間 平日(月～金)8:30～17:30

以上